

## 第1回

### 「新潟市子ども・子育て会議 子どもの貧困対策部会」会議録

開催日時：平成29年2月6日（月）午後2時00分～午後3時20分

会 場：市役所第一分館 1-601会議室

出席委員：阿部委員、遠藤委員、大竹委員、菊池委員、菊地委員、桑原委員  
小池委員、佐藤委員、椎谷委員、鈴木委員、高橋委員、平田委員  
福士委員、横尾委員（14名出席）

事務局：こども未来課 高橋課長、古泉課長補佐、矢部企画管理係長、同係中谷主査  
同係間嶋主査、木島助成給付係長（6名出席）

傍聴者：5名

#### 議事内容

（司 会：こども未来課 古泉長補佐）

これより、新潟市子ども・子育て会議 第1回子どもの貧困対策部会を開会いたします。

司会を務めさせていただきます、こどもの未来課の古泉と申します。よろしくお願いたします。

なお、本日の部会は公開の会議となっております。本日は現時点で4名の傍聴者及び報道関係者の皆様がおりますことをご報告いたします。

また、議事の過程を明確にするため録音させていただき、議事録は、後日、市ホームページ及び市政情報室で公開いたしますので、ご承知置きください。

はじめに、高橋こども未来課長よりごあいさつを申し上げます。

(こども未来課 高橋課長)

皆さんこんにちは。こども未来課の高橋と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年9月に子ども・子育て会議の委員の改選があり、10月に1回目の会議がありました。その中で、子どもの貧困対策部会を立ち上げさせていただき、本日が第1回目の会議となっております。子どもの貧困につきましては、国の発表によるとおよそ6人に一人の子どもが貧困の状態にあるとされております。国は、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、子どもの貧困対策に関する大綱を制定して、官民連携して子どもの貧困対策を国民運動として展開しており、地方公共団体にも子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ地域の状況に応じた施策を実施することが求められております。

本市ではこれまで、各所属において個々に取り組んでいましたが、関係各課が集まり共通認識を持ちながら、連携体制を確立することが重要と考え、庁内における検討組織として、平成28年8月30日に子どもの貧困対策推進協議会を設置いたしました。今後は、庁内の協議会と本子どもの貧困対策部会において、子どもの貧困対策を議論していただき、本市の子ども子育て環境の改善、さらなる拡充に向けてご協力を賜りたく存じます。今後ともよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(司 会：こども未来課 古泉長補佐)

ありがとうございました。

本日は第1回目の部会となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の資料1-1の委員名簿をご覧ください。委員名簿の順にご紹介させていただきます。

連合新潟地域協議会U Aゼンセン健進会職員組合・執行委員長の阿部由美委員。

新潟市小学校校長会長の遠藤英和委員。

新潟市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員の大竹真理子委員。

新潟市手をつなぐ育成会連絡協議会会員の菊池貴子委員。

新潟市母子福祉連合会会長の菊地千以委員。

新潟市歯科医師会理事の桑原秀也委員。

新潟県立大学人間生活学部子ども学科准教授の小池由佳委員。

なお、小池先生におかれましては、昨年10月20日に開催された子ども・子育て会議において部会長に指名されております。

新潟市医師会理事の佐藤勇委員。

特定非営利活動法人ヒューマン・エイド22代表の椎谷照美委員。

新潟医療福祉大学特任教授の鈴木昭委員。

新潟市立東新潟中学校校長の高橋恒彦委員。

新潟商工会議所女性会理事の平田秀子委員。

公募委員の福士晃子委員。

新潟市社会福祉協議会地域福祉課こども家庭事業推進係長の横尾三代子委員。

ありがとうございました。

続きまして、次第4「部会長挨拶」です。小池部会長よりごあいさついただきたいと思います。

(小池部会長)

皆さんこんにちは。新潟県立大学の小池です。今回、新潟市子ども・子育て会議の子どもの貧困対策部会の部会長を引き受けさせていただきました。私が引き受けた理由はただ一つ、できるだけ委員の皆さんにいろいろな意見を出していただきたいと思っております。今回取り組む子どもの貧困対策は、先ほど課長のごあいさつにもありましたけれども、見える貧困ではありません。子どもの6人に1人が貧困といわれておりますけれども、逆を返せば、6人に5人はそれに該当しない。しかし、6人に1人に丁寧に向き合ってきましょうというのが今回の取組みだと理解しております。委員の皆様が現場で見ておられる子どもたちの様子を積極的に出していただき、見えない貧困に見える形にしていきながら、新潟で過ごす子どもたち、育つ子どもたちがどのように育っていくのが望ましいかを、ぜひ皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司 会：こども未来課 古泉長補佐)

ありがとうございました。

議事に入る前に資料の確認をお願いいたします。

まず、事前配付資料といたしまして、資料1-1「新潟市子ども・子育て会議 子どもの貧困対策部会 委員名簿」、資料1-2「新潟市子ども・子育て会議における部会及び審議・議決事項の取扱について」、資料2「国・県・他政令市の動きについて」、参考資料1-1「子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）」、参考資料1-2「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、参考資料2-1「子供の貧困対策に関する大綱（概要）」、

参考資料 2 - 2 「子供の貧困対策に関する大綱」、参考資料 3 - 1 「新潟県子どもの貧困対策推進計画（概要）」、参考資料 3 - 2 「新潟県子どもの貧困対策推進計画」、参考資料 4 「新潟県子どもの貧困実態調査について」、参考資料 4 - 1 「子育て世帯調査」、参考資料 4 - 2 「支援団体ヒアリング調査調査」、資料 3 「新潟市の子どもを取り巻く現状」、資料 4 「新潟市子どもの貧困対策施策一覧表」、資料 5 「本市における子どもの貧困対策の推進について」。当日配付資料といたしまして、座席表を配付させていただいております。

以上、資料になりますが、不足の方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

最後に、子どもの貧困対策部会について簡単に確認し議事に入りたいと思います。

部会の設置及び部会の審議事項等の取扱いにつきましては、資料 1 - 2 をご覧ください。

昨年 10 月 20 日に開催しました、子ども・子育て会議において、記載の 3 部会の設置が決定されており、当部会については、具体的には、子どもの貧困対策に関する実態把握や関係事業、計画の策定および進行管理を担当していただきます。

第 1 回目の本日は、子どもの貧困対策の概要といたしまして、国や県の動き、本市の現状や関連事業、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

これより先の進行は、小池部会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(小池部会長)

次第に沿って進めてまいりたいと思います。

次第 5 「議事」に入ります。事務局よりお願いいたします。

(こども未来課 矢部主幹)

こども未来課の矢部と申します。よろしくお願いいたします。

本日は部会の第1回目の開催ということですので、議論というよりも、導入として、子どもの貧困が最近になって言われるようになった経緯や国・県などのこれまでの動きなどをご説明し、その後、本市の状況や今後の予定などについて説明させていただきます。

そもそも子どもの貧困とは何かということで、貧困の定義を説明いたします。参考資料3-2「新潟県子どもの貧困対策推進計画」の4ページをご覧ください。「相対的貧困率について」の欄に説明がありますが、次の5ページのグラフがありますが、それと合わせてご覧いただきたいと思います。

子どもの貧困というのは、いわゆる可処分所得が、中央に位置する人の所得の半分に満たない状況にある場合を「相対的貧困」と言い、相対的貧困の状態にある人の割合を「相対的貧困率」と言います。子どもの場合は所得がない場合がほとんどですので、親の所得によって判断するわけですが、相対的貧困の状態にある子どもの割合のことを一般に「子どもの貧困率」と言います。

資料2「国・県・他政令市の動きについて」をご覧ください。はじめに国の動きから説明いたします。平成24年における子どもの貧困率が過去最高の16.3%、子どもの6人に1人が貧困状態にあるという状況を踏まえ、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもの健全な育成環境の整備、教育の機会均等などを図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、議員立法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会に提出され、全会一致で成

立し、平成 25 年 6 月に公布され、翌年 1 月に施行されています。法律には、基本的施策として、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、政府として子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならないと規定されていることを受け、国が設置した「子どもの貧困対策に関する検討会」、あるいは「子どもの貧困対策会議」による検討を経て、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

大綱には子どもの貧困に関する 25 の指標が設定され、法律にも規定されている教育、生活、保護者の就労、経済的支援といった当面の重点施策を取り組むことにより、指標の改善につなげていくとされています。この大綱の決定を受け、子どもの貧困対策が国を挙げて推進されるよう、平成 27 年 10 月には「子供の未来応援国民運動」が展開されました。その内容といたしまして、国や都道府県、市町村等の支援情報などが掲載されたホームページの公開、ポスターが作成されたほか、寄付金を募集し、公益法人や NPO などによる学習支援、子どもの居場所の提供などの活動を支援する「子供の未来応援基金」と「未来応援ネットワーク事業」の創設などが行われています。

ちなみに、未来応援基金に募金された件数及び金額は、平成 28 年 11 月下旬時点で 2,510 件、寄附された金額は約 7 億 1,000 万円で、そのうち、未来応援ネットワーク事業として今年度は 86 団体、約 3 億 1,000 万円が交付されています。

平成 28 年 2 月には「子供の未来応援地域ネットワーク形成事業」が国で作られ、これに関しては、自治体による地域における実態調査の実施、あるいは支援体制の整備計画の策定、自治体独自のモデル事業を支援するため、「地球の未来応援交付金」という補助金制度が創設されています。

参考資料 1-1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）」の裏面をご覧ください。法律制定の背景として、左上の「現状・背景」という欄に記載がありますけれども、

平成 21 年度の数値ですが、子どもの貧困率が 15.7%、ひとり親世帯の貧困率が 50.8%とありますけれども、日本における子どもの貧困の状況を踏まえ、右の「目的・基本理念」にあります。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを法律の目的としています。そのための枠組みとして国は大綱を定め、地方公共団体は国と連携し取り組んでいくこととされています。

その資料の表をご覧ください。こちらは法律に規定されている項目を箇条書きにしたものですが、地方公共団体の関係項目について説明いたします。第 1 章の三つの点、「国、地方公共団体、国民の責務」とありますが、法律の第 4 条に規定において、地方公共団体は国と協力し、地域の状況に応じた施策を実施する責務を有すると規定されています。

第 2 章の二つ目の点、第 9 条に書かれている内容なのですが、都道府県は国の大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めると規定されています。第 10 条から第 14 条に関しましては、国と地方自治体が行う施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援のために必要な施策を講じるよう努めると規定されています。

参考資料 1 - 2 ということで、法律そのものを資料としてつけさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、大綱について説明させていただきます。参考資料 2 - 1 「子供の貧困対策に関する大綱について」をご覧ください。大綱の目的・理念ですが、貧困の世代間連鎖を解消すること、あるいは必要な環境整備、教育の機会均等を図ること、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すと書かれています。

対策に関する基本的な方針としては、貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成、



子どもの成長段階に即して切れ目のない施策の実施に配慮すること、子どもの貧困の実態を把握し、実態を踏まえた対策を推進すること、指標を設定し、改善に取り組むこと、そのほか、国や地方公共団体、民間企業・団体が連携し国民運動として展開することなど、10個の方針が掲げられています。

指標については、先ほどご説明した子どもの貧困率のほか、生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親家庭の子供の進学率や就職率、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置に関する指標など、25個の指標が設定され、その改善に取り組むとされています。

こういった指標の改善に向けて、取り組む当面の重点施策としては、大綱策定後の5年間に講ずる6本の柱として掲げており、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などに関する取組みの内容が大綱に記載されています。個別に簡単に紹介しますと、教育の支援につきましては、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策の推進としてスクールソーシャルワーカーの配置の充実、教育費負担の軽減としてより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入。そのほか、貧困の連鎖を防止するための各種学習支援の充実などについて記載されています。生活の支援では、ひとり親家庭を対象とした生活支援講習会の実施などによる保護者の生活支援、あるいは児童養護施設等の対象児童に対する支援、ひとり親家庭や生活困窮世帯への子どもの居場所づくりや就労支援などを講じるとされています。保護者に対する就労の支援につきましては、ひとり親家庭を対象とした就業支援専門員の配置、自立支援プログラムの策定、自立支援教育訓練給付金の給付を通じた保護者の学び直しの支援等を講じるとされています。経済的支援といたしまして、児童扶養手当や母子及び父子家庭に対する福祉資金貸付金の見直しあるいは拡大といったものや、すでに実施済みの取組みのほか、離婚に伴

う養育費の確保に関する支援等を行うこととされています。

このほかに、国としては調査研究の実施、あるいは国民運動の展開についても、重点施策とされています。この辺につきましても、資料の次のページにも記載されていますので、ご確認いただければと思います。

続いて、新潟県の動きについて説明させていただきます。資料2にお戻りください。先ほどご説明したように、法律上、都道府県は貧困対策に関する計画を策定することになっており、新潟県では計画策定のために大学教授や教育関係者、民生委員児童委員、母子寡婦福祉連合会、弁護士といった12名の方で構成する「新潟県子どもの貧困対策推進検討委員会」を平成27年7月に設置し、検討委員会での議論を通じて平成28年3月に「新潟県子どもの貧困対策推進計画」を策定しております。

県の計画について簡単に説明させていただきます。参考資料3-1「新潟県子どもの貧困対策推進計画の概要」をご覧ください。県の計画は大綱とは少し変わってしまっていて、計画期間、取組み期間を平成27年度から6年間、大綱は5年間でしたけれども、新潟県の計画では6年間として設定しております。基本理念としては、大綱の目的・理念と同様の記載なのですが、基本目標として、子どもに視点を置いた切れ目のない支援の実施、保護者への支援、教育・福祉・労働・司法等の関係機関の連携、実態把握と実態を踏まえた対策の推進。以上の4つを基本目標としています。指標として、大綱の中では25の指標が設定されておりますが、ひとり親世帯の子どもの進学率や就職率、子どもの貧困率などを除く、県として把握可能な17の指標のほか、県独自の指標として8つを設定しています。そのうち達成目標として設定しているのは、「子育てに対する経済的支援について配慮されている」と感じる県民の割合です。

対応する施策についてですが、子どもに対する支援、保護者等に対する支援、連携推

進体制の構築、貧困の実態を踏まえた対策の推進の4つを柱とし、子どもに対する支援については、就学前や小・中学生期など、ライフステージ別に、支援が必要な家庭の早期把握や教育環境の整備・充実、若者に対する生活支援、就業・就学支援等を講じることとされています。保護者等に対する支援として、生活支援や経済的支援、就業支援を実施し、連携推進体制の構築については、学校をプラットフォームとして位置づけて対策を講じるとともに、教育や福祉・労働・司法等の関係機関と連携しながら取り組むこととされています。子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進については、実態把握や支援情報の情報提供を行い、施策を推進していくとされていまして、今年度、県では実態調査をされています。

県の実態調査について簡単に説明させていただきます。参考資料4「子どもの貧困実態調査について」をご覧ください。新潟県では2種類の調査をしております。1つ目として、18歳未満の子どもがいる世帯を対象に郵送アンケートの形式で実施した「子育て世帯調査」、もう1つは、実際に支援活動を行っている団体に対する「支援団体ヒアリング調査」を実施しております。調査結果が公表されていますので、簡単に説明させていただきます。

参考資料4-1「子育て世帯調査 結果の概要」をご覧ください。こちらは郵送アンケートの調査結果をまとめたもので、資料の後ろに両面4枚ありますが、そちらが実際に調査に使用した調査票となっています。調査項目に関しましては、子どもの持ち物や子どもへの支出状況、あるいは食事の状況などを質問する項目、子どもとの会話、一緒に過ごす時間など、子どもとの関係を質問する項目、そのほか、両親の雇用形態、帰宅時間、最終学歴、世帯収入などを問う項目、健康状態、相談相手や困窮の経験の有無、公的制度の利用状況を質問する項目など、全26項目で調査を実施しています。

結果につきましては7ページをご覧ください。主なものに絞って説明させていただきます。⑥「子どもが1週間に朝ごはんを食べる回数」という項目では、毎日朝食を摂っていない子どもが10%近くいるという結果が出ています。⑳「世帯収入」では、年収400万円未満の世帯が33.9%あるという結果が出ています。㉑「困窮経験」という項目では、食料や衣料が買えなかった経験がある世帯がそれぞれ約15%、約23%もあるという結果が出ています。㉒「公的制度の利用状況」では、スクールソーシャルワーカーや母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金の制度そのものを知らないという割合が高くなっています。

続いて参考資料4-2「支援団体ヒアリング調査 結果の概要」をご覧ください。こちらは、生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や日常生活などに問題を抱えている方からの相談を受け、関係機関との調整等を行い、相談者の自立を支援しているということで、新潟市パーソナルサポートセンターに対するヒアリングと、そのほかに、生活保護世帯等の中学生を対象に東区で実施されている学習習慣支援プログラムのスタッフに対するヒアリング調査の結果の概要がまとめられています。同調査から、関係機関への周知や連携に課題があるとまとめられています。

資料2の裏面、3.「他政令指定都市の状況」をご覧ください。他の政令指定都市の動きですけれども、国や各政令市のホームページを参照してまとめさせていただいております。子どもの貧困対策に関する計画については、本市でも策定している子ども子育て支援事業計画などの計画の一部として盛り込んでいる政令市が13あります。実態調査については実施済み、あるいは予定を含め10政令市が実施し、子どもの貧困対策計画を個別に策定するのは、平成27年度に横浜市が策定しておりますが、それを含め4政令市が策定するとされています。

ちなみに、一番右の列に、各市における子どもの貧困対策に関連する、平成 28 年度の新規事業や拡充事業を記載させていただいております。タイトルを見ますと、学習支援や子ども食堂に関する事業を実施するとされています。

国や県などの説明については以上です。

(小池部会長)

ありがとうございました。

ここまでの説明や資料について、確認をしておきたいことやご質問等がありましたらお願いいたします。国の資料や大綱、新潟県がすでに計画策定と調査をされているということで報告をしていただきましたけれども、お気づきの点や、確認しておきたいことがありましたらお願いいたします。

(桑原委員)

これに在日外国人は含まれていないのですか。

(こども未来課 矢部主幹)

国籍で区別してはいないと思います。

(桑原委員)

入っていると考えていいですか。

(こども未来課 矢部主幹)

断定はできませんが。

(桑原委員)

機会があったら教えてください。

(小池部会長)

そのほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、次に、新潟市の現状等について説明をお願いしたいと思います。

(こども未来課 矢部主幹)

資料3「新潟市の子どもを取り巻く現状」をご覧ください。県の計画の中にある子どもの貧困を表す関連数値について、県全体の状況との比較を目的に、新潟市の数値をまとめさせていただきました。国の大綱に示されている指標についてもまとめさせていただいております。とりあえず作成した関係で、まだ詳細な分析ができていませんが、一つ一つ簡単に説明させていただきます。

1の(1)「ひとり親世帯数」ですけれども、母子世帯数については全国では平成27年に若干減少に転じていますが、新潟市につきましては新潟県全体と同様、増加傾向にあります。父子世帯については、全国と同様に平成17年をピークに減少している状況です。

(2)「離婚率」ですが、平成12年以前の数値は記載していませんが、記載しているすべての年度において、離婚率は全国に比べて低い状況ですけれども、新潟県全体と比較しますと高い状況が続いています。

(3) 「児童扶養手当受給者数」では、制度改正により平成 22 年 8 月から父子世帯も支給対象となっており、平成 21 年度以前と以後では単純に比較はできませんが、全国・県のピークは平成 24 年度ですけれども、本市のピークは平成 25 年度と若干の違いはありますが、平成 26 年度、平成 27 年度ともに減少傾向にあります。

(4) 母子世帯や父子世帯の「就業・収入・就職率」の状況ですけれども、全国は平成 23 年度の調査結果なのですけれども、県と市は平成 26 年度の調査結果ということで、単純な比較できないことをご了承ください。就業状況については、母子世帯では全国や県に比べて正社員や正職員の割合が低くなっている状況です。収入状況につきましては、200 万円未満の母子世帯の割合が県全体で約 64%より低く、約 55%となっていますが、全国の約 37%に比べ高い割合となっています。母子世帯、父子世帯ともに年収 400 万円以上の世帯は、全国の 3 分 1 あるいは 4 分の 1 ということで、割合としてはかなり低い状況になっています。

(5) 「母子福祉資金貸付金の貸付状況」ですけれども、県全体と同様に平成 20 年度以降、貸付けの金額、件数ともに平成 26 年度までは増加し続けておりましたけれども、平成 27 年度は減少に転じています。ただ、平成 20 年度と比較すると件数は約 1.4 倍、貸付金額では約 2.5 倍という状況になっています。貸付けの種類については、県の数値はここには載せておりませんが、県の計画の 9 ページをあわせてご覧いただければと思います。子どもの修学資金への貸付が件数、金額ともに最も多く、2 番目が就学支度資金となっています。二つを合わせて全体の 9 割以上を占めているのは、県全と同じような状況となっています。

(6) 「公的制度の利用状況」です。こちらはスペースの都合上、県の数値は記載していません。ご容赦ください。①「ハローワーク」を「利用している・利用したことがあ

る」人の割合は、県全体の数値が母子世帯で 68.7%、父子世帯が 47.8%なのですけれども、新潟市ではいずれも 12%から 14%程度低い状況になっています。

③「高等職業訓練促進給付金事業」から⑦「ひとり親家庭生活支援事業」及び⑨「テイクのスクール」は、母子世帯、父子世帯ともに県に比べると「制度を知らない」人の割合が低くなっています。知らない人の割合は低くなっているのですけれども、いずれにしても利用されていない制度が多いということが言えるのではないかと思います。

次に、生活保護世帯の関係になります。(1)「17歳以下の人数」です。新潟市分は平成 24 年度以降の数値となっておりますが、県の計画を見ますと、県全体での数値がありますが、県全体では 2,300 人超ですけれども、新潟市では約 1,500 人程度となっております。17 歳以下の人数に占める割合は、全国や県全体に比べ低い状況にあります。

(2)「進学率・高等学校中退率・就職率」については、県の計画にある数字と比べると、傾向としては、大学進学率は県全体に比べて高い数値となっておりますけれども、それに対応する形で、高校卒業後の就職率は県全体に比べて低い状況となっております。高校等への進学率については、すべての年度ではありませんけれども、全日制あるいは全体で県全体の数値よりも高い割合となっております。

(3)「教育支援資金の貸付状況」については、県全体では金額、件数ともに減少傾向にありますが、新潟市では金額は年度によって大きく変動しておりますが、件数としては、もともと数が少ないこともあり、明確な傾向は読み取れないのではないかと思います。

3 「経済的な困難を有する児童生徒の状況」の(1)「要保護児童・準要保護児童生徒数」ですけれども、要保護児童・生徒は、生活保護を受給、あるいは保護を要する状態にある児童・生徒のことで、準要保護児童・生徒は、要保護児童・生徒に準じる程度に



困窮していると認められる児童・生徒を指すそうです。県の計画にも記載があるのですが、県全体では平成 22 年度の約 3 万 6,000 人をピークに、県では平成 25 年度まで減少傾向にあります。新潟市も同じように、平成 22 年度をピークに減少しています。割合をグラフに示してありますが、その割合のことを「就学援助率」といいます。この割合について新潟市あるいは国や県全体の数値に比べてかなり高くなっており、傾向として県全体の数字は上昇傾向にあるのに対して、新潟市では平成 22 年度以降低下傾向にあります。

(2)「小学校・中学校の長期欠席者数」ですが、そのうち、不登校の数字しか拾えなかったのものでそういった数字になっておりますが、不登校を理由とした長期欠席者の数として、①「小学校の長期欠席者数」の人数は、平成 24 年度以降増加傾向にあり、その割合は国・県全体よりも高い数値が続いています。②「中学校の長期欠席者数」については、増えたり減ったりという状況ですが、割合としては小学生の 0.5%未満だったのですが、中学生に関しては 2.5%から 2.7%弱ということで、小学校に比べかなり高くなっています。全国よりも低い状況ですけれども、県全体と比較した場合、低くなったり、高くなったりという状況が続いています。

次に、「社会的養護を要する児童の状況」ですけれども、児童虐待などにより保護者からの適切な養育が受けられないために、里親や児童養護施設などにおいて養育を受けることが必要な子どもの状況についてまとめてあります。(1)「児童相談所における児童虐待相談件数」ですけれども、新潟市児童相談所が相談を受けた児童虐待として対応した件数ですけれども、全国では一貫して増加傾向にあります。県全体では平成 27 年度に過去最高となっておりますが、新潟市につきましては、今のところ、平成 23 年度がピークとなっており、年度によって増えたり減ったりという状況になっています。

(2)「施設入所・里親委託」についてですけれども、全体としては100から110人くらいで推移しています。ちなみに県全体の数値は300人から310人くらいで推移しています。国が里親委託など、家庭的環境での養育を進める方針を打ち出していることもあり、新潟市の児童養護施設への措置児童数は減少傾向にありますが、一方で里親委託されている子どもの数は少しずつ増加している状況です。

次に、国の大綱に関する指標のうち、新潟市でも把握可能な数値の状況をまとめたものです。大綱には25の指標がありますが、実際に拾えたのは15指標です。その中で特徴的かと思われるものを挙げますと、8番目の児童養護施設の子どもの高校卒業後の進学率、9番の就職率の数値が国や県全体に比べ低くなっています。10番のひとり親家庭の子どもの就園率は国あるいは全県に比べて高い数となっています。そのほか18番の小学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置率が低くなっています。

続いて、資料4「新潟市子どもの貧困対策施策一覧表」をご覧ください。こちらは「新潟県子どもの貧困対策推進検討委員会」で使用された資料の新潟市版を少し加工したものです。

貧困対策に該当する事業かどうか判断に迷うような事業も中にはありますが、国の大綱に記載されている施策、あるいはそれらに類似しているということで、新潟市でやっている事業をピックアップさせていただいております。左側にそれらの事業、施策が教育・生活・親の就労・その他、これは県の分類なのですけれども、そういった支援をどれくらいにするかといったことを左側につけさせていただいております。主なもの説明しますと、母子父子寡婦福祉資金の貸付、子どもの学習支援事業、奨学金貸付事業、就学援助事業などがありますし、資料2ページから3ページにかけては、ひとり親家庭等日常生活支援、母子家庭等自立支援プログラム策定事業といった、ひとり親を対象としたもの

など、ここに掲げてある事業や施策は全部で 44 となっています。個々の事業は後ほどご覧いただければと思います。

資料 5 「本市における子どもの貧困対策の推進について」をご覧ください。子どもの貧困対策に関する本市のこれまでの動きや来年度の予定を説明いたします。1 「子どもの貧困対策推進協議会」についてですけれども、庁内において関係各課の情報の共有、あるいは連携のほか、個々の所属としてではなく、本市として総合的に対策を講じていくため、関係各所属長 22 名で構成する「子どもの貧困対策推進協議会」を今年度設置し、まだ 1 回目の会議しか開いていませんが、本日の当部会と同様に、国や県、他の政令市の動きについて説明し、来年度以降の動き、来年度の事業について協議させていただきました。

来年度の予定として、2 「子どもの貧困対策推進計画策定事業」と記載してありますけれども、来年度は実態調査として、子どものいる家庭を対象とした無作為抽出によるアンケートや、生活保護や児童扶養手当などの制度を実際に利用している家庭を対象としたアンケートのほか、県と同様に、実際に支援活動をしている団体に対するヒアリングを実施し、調査結果を踏まえて計画の策定までを来年度中にやりたいと考えています。ちなみに、実態調査の調査項目については、県全体の比較も必要と考えていますので、先ほど説明した新潟県の調査項目をベースに、そのほかにも他都道府県、政令市などですでに実施しているところもありますので、そういったところの調査項目を追加するような形でまとめていきたいと思っています。調査項目や計画の策定にあたり、来年度になるかと思いますが、当部会にお諮りさせていただきますので、よろしくお願ひします。

3 「今後のスケジュール」ですけれども、実態調査を来年度前半に実施し、12 月くら

いには計画の素案作成を完成させ、その後、パブリックコメントにかけ、年度末には計画策定完了といったスケジュールで進めていきたいと考えています。当部会としてのスケジュールは、「外部委員会」の欄をご覧ください。来年度は、年度当初、9月くらい、12月、2月くらいと少なくとも4回程度の会議開催を予定しておりますので、よろしくお祈いします。年度当初には実態調査の項目や計画の骨子などについて検討していただき、実態調査実施後の9月ころには調査結果の報告をさせていただくとともに、調査結果を踏まえた計画素案の構成などについて検討していただきたいと考えています。12月ころには素案の確定に向けて検討していただき、2月ころにパブリックコメントの結果への対応なども含め、計画案の確定に向けて検討していただくという流れを想定しています。ただ、あくまでも予定ですので、必要に応じて追加で部会を開催させていただくこともあるかと思ひますので、ご協力をよろしくお祈いいたします。

新潟市の現状については以上です。

(小池部会長)

ありがとうございました。

新潟市の現状についてご報告をいただきましたけれども、この説明や資料について確認しておきたいことや、ご質問がありましたらお祈いいたします。グラフのデータと、数値がたくさん並んでいる状況で、それをどのように解釈していくかということについては、もう少し時間が必要ではないかと思ひますけれども、現段階でお気づきの点や、今すぐでなくてもいいのですけれども、事務局に確認をお祈いしたいということがありましたらお祈いしたいと思ひます。

(桑原委員)

次年度のアンケートの内容は、基本的には同じ内容ですか。

(こども未来課 矢部主幹)

現在の想定としては、新潟県で実施した調査項目をベースに、先行自治体でやられている項目を加えていく形を考えています。

(桑原委員)

その内容の選定はお任せしてよろしいわけですね。

(こども未来課 矢部主幹)

来年度の4月くらいを考えていますけれども、そのときに、こういった項目を追加させていただきますといった形でお諮りしたいと考えています。

(椎谷委員)

確認なのですが、県の調査結果と見ますと、小学生、中学生、高校生と書かれているのですが、例えば小学生はこのような内容と分かれて集計をされているものなのでしょうか。例えば小学生の回答数が540ということだったので、中身を見ますと、スマホをやっている時間とか、所有とかそういったものも全体の数字になっているかと思うのですが、小学生はそんなに持っていないのではないかと思います。より正確に分かるために、これからアンケートを行う際には、分けたものもあったほうがいいのではないかと思いますので、ご検討をお願いいたします。

(こども未来課 矢部主幹)

県の調査結果ですけれども、ほかの形でまとめられた調査結果の報告書も出ていまして、そこでは、もう少し分類された調査結果もありますが、今回、提出していません。今、いただいた意見の段階で分析しやすい形でまとめることにつきましては、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(小池部会長)

新潟県は就学段階別と地域別で分析はされていますよね。

(こども未来課 矢部主幹)

そのとおりです。

(小池部会長)

椎谷委員がおっしゃったように、新潟市でも年齢によってデータの差が出ていると思いますので、そこは一緒に策定していければと思います。ありがとうございます。

今回、いろいろな委員の方が出てくださっているのですが、教育の現場から出てこられている遠藤委員と高橋委員から、お気づきの点があれば、一言ずついただきたいと思います。

(遠藤委員)

県の子どもの貧困実態調査の対象になっている調査項目については、学校でやってい

る生活実態調査と重複しておりますが、これはこれとして、きちんと数字を見ていかなければいけないと思っています。学校はどうしても、貧困という問題に照らしたとき、子どもの就学機会の確保を最優先しなければいけないと。学校教育法第1条に載っている、学校にどんなことがあっても学びの場は確保しなければいけない。その1点に集約されるのではないかと思います。昨今、こういった調査項目の背景に、子どもの生活指導、適応はもちろんなのですが、保護者への啓発といったことも学校では大変大事になっています。そういったことから、私たち教員がやる日常の子どもに対する指導が倍増しているのは事実なのです。それほど向き合わなければいけない課題がたくさんあります。私の学校は上所小学校なのですが、準要保護世帯数は21%強です。全体から見れば平均以下ということになりますけれども、この数字を必ずしもよしとは見ていない。なおかつ、子どもが学校という場所と、学校以外の場所でどのような生活をしているのかも照らして考えて考えなければいけない。当然のことながら、保護者や地域の皆さんと一緒に協働という形で取り組まなければいけない課題がこれからますます増えてくるとと思っています。貧困問題に向き合うには、当然、学校だけでは無理ではありますが、学校ができることはないかということを改めて考えるいい機会にしたいと思っています。

(小池部会長)

ありがとうございます。

大綱にも学校がプラットフォームという言葉もありますので、ぜひお願いします。

高橋委員いかがでしょうか。

(高橋委員)

中学校になりますと、データにありましたように、思春期であったり、多感になってくるということで、影響を受けやすいのが実態です。最初に先生からお話があったように、子どもの貧困は見えないというのは、私たちも本当に苦労しているというか、実感しているところです。特にネグレクトなどについては実態が分からない。学校では生活意識調査や全国学力・学習状況調査などいろいろな調査があって、子どもの学習の様子や生活でどのようなことをしているかといったことは分かるのですけれども、もう少し、どろどろとした部分、食事がきちんと出ているのか、出ていないのか、お風呂にきちんと入っているのか、入っていないのかなど、そういったところについては非常に分かりづらい。特に家事、兄弟の世話をしているのではないかといったことについては、民生委員、児童委員の方からお聞きし実態を把握しているということと、行政関係、特に福祉課、保護課の方から情報を寄せていただいて支援をしている実態があります。子どもたちを支援していくためには、学校の教職員だけでは限界を感じていまして、連携しながら、できるだけ子どもに寄り添った支援を具体的に行っていくための手立てを講じているのが実態です。先生が最初におっしゃったように、まず、実態を把握すると。貧困がしっかりと見えるようにすることが非常に重要だと思っています。

(小池部会長)

ありがとうございました。

それぞれのお立場からご意見をいただいただけでも、次の実態調査につなげていく大事な視点をいただいたと思います。ありがとうございます。

(小池部会長)



母子連の菊地委員、ひとり親世帯の支援のところで一言いただけますか。

(菊地(千)委員)

母子連は委託事業として弁護士相談会などをやっているのですが、相談の内容のほとんどは養育費問題が多いということと、うちの会員は精神的に余裕がある人が多いと思っているのですが、ダブルワークしている実態があります。

(小池部会長)

ダブルワークの中で、保護者の方が子どもとかかわる時間が少なくなっているということも、子どもの貧困の課題の中でよく聞かれるところですので、ぜひ、そういったところも一緒に検討させていただければと思います。

皆さんに順番に一言ずついただきたいところではありますが、このあたりでということですので、ご意見のある方がおられましたら、お願いしますけれども、なければ、ここでいったん閉めさせていただき、先ほどもお伝えしました、新潟市で子どもを取り巻く現状ということでデータを作ってくださいですので、今一度目を通しただいて、お気づきの点等がありましたら、ぜひ、事務局にお届けいただければと思います。多分、次に皆さんとお会いするのは、新年度の第1回のアンケート用紙の案が出てくることになるかと思います。その間にもぜひ関心を持っていただき、ご意見をいただければと思います。後日、事務局から回答していただけるということです。その結果につきましても、ほかの委員の皆様にもフィードバックしてくださるということです、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事はこれで終了といたします。ありがとうございました。進行を

事務局にお返ししたいと思います。

(司 会：こども未来課 古泉長補佐)

特に事務連絡はございませんので、以上をもちまして、第1回子どもの貧困対策部会を閉会したいと思います。本日は誠にありがとうございました。